令和6年4月に朝日小学校入学予定者の保護者の皆様へ

**就学援助制度　及び　新入学用品費の入学前交付について**

朝日町教育委員会　教育課

朝日町では、経済的な理由により、子どもを公立小・中学校へ就学させるのにお困りの方に対して、学校で必要な費用の一部を援助する事業を行っています（「就学援助制度」といいます）。

また、就学援助制度のうち、入学に必要な「新入学用品費」について、入学前（令和6年2月）交付を行います。来年度朝日小学校入学予定者の保護者で、援助を希望される方は下記のとおり、申請をしてください。（所得審査あり）

**○　就学援助の対象となる方**

(1)　生活保護を受けている方(「要保護」といいます)

(2)　収入が少ないなどで生活にお困りの方(「準要保護」といいます)

**☆新入学用品費交付の対象となる方は、上記（２）「準要保護者」のうち、**

**「朝日町に住所を有し、令和6年4月に朝日小学校へ入学予定の子どもがいる方」です。**

（注意）・所得審査があります。（生活保護基準の1.1倍まで）

**・**生活保護受給世帯であっても申請が必要です。

**○　就学援助費交付項目および金額について(令和5年度実績)**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 費目 | 小学校の金額 | 費目 | 小学校の金額 |
| 新入学用品費※ | 54,060円 | 修学旅行費 | 実費(一部対象外) |
| 学用品費等 | 11,630円(年間) | 給食費 | 実費 |
| 通学用品費(第１学年を除く) | 2,270円（年間） | クラブ活動費 | 実費（限度額2,760円） |
| 校外活動費(宿泊無) | 実費（限度額1,600円） | 生徒会費 | 実費（限度額4,650円） |
| 校外活動費(宿泊有) | 実費(限度額3,690円) | PTA会費 | 実費（限度額3,450円） |

**※　新入学用品費とはランドセルなど入学に必要なものを購入する費用です。定額で54,060円となります。**

（注意）**・**就学援助費には限度額があり、就学費用の全額を交付されるわけではありません。

・要保護者に交付されるのは修学旅行費です。

**〇　就学援助費の交付について**

・新入学用品費は**、原則、締切日（令和6年1月25日（木））**までに申請し、対象と認められた方に、令和6年2月下旬に振り込みます。

**・**就学援助費は**原則、締切日（令和6年2月22日（木））**までに申請し、対象と認められた方に

各学期末（7月、12月、3月）に振り込みます。

・受給認定を受けても、毎月の定例集金はお支払いいただきます。

**〇　申請手続きについて**

・申請場所は教育委員会教育課（役場2階）です。

・申請書は朝日町ホームページからダウンロードできます。申請書に必要事項を記入し、教育委員会教育課へ持参または郵送してください。 （「朝日町トップページ」→「各課からのお知らせ」→「教育課」→「就学援助制度 及び 新入学用品費の入学前交付について（令和6年度）」）

･就学援助費の交付を認められた方には、交付決定通知でお知らせします。

**〇　申請締切日**

新入学用品費　 令和６年１月２５日（木）まで

就学援助費費　　 令和６年２月２２日（木）まで

|  |
| --- |
| 朝日町教育委員会　教育課  〒510-8522　朝日町大字小向893番地  TEL：059-377-5657  （平日8時30分～17時15分） |

※　締切日以降も受け付けますが、新入学用品費は入学時期のみが対象の制度となりますので、援助を希望される場合は、早めに申請してください。

就学援助費の5月以降の申請は交付開始が申請月分からになります。

（例）4月30日までに申請→4月分から交付、5月1日に申請→5月分から交付

**〇　所得制限の目安（参考/率については、1.1倍で算出した額です）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 人数 | 家族構成の例 | 前年中の年間所得額（世帯全員の合計） |
| 2人 | 父または母（39）・子（9） | 約185万円 |
| 3人 | 父（39）・母（39）・子（9） | 約193万円 |
| 4人 | 父（39）・母（39）・子（9）・子（6） | 約231万円 |
| 5人 | 父（43）・母（43）・子（13）・子（10）・子（7） | 約286万円 |
| 6人 | 祖父または祖母（69）・父（43）・母（43）・子（13）・  子（10）・子（7） | 約318万円 |

・所得額…総所得額※-社会保険料控除-生命保険料控除-地震保険料控除

※　総所得額…給与所得のみの方は源泉徴収票の給与所得控除後の金額

　　　　　　　　　　　　　　事業所得等がある方は確定申告書の所得金額の合計金額

・朝日町では国による生活保護基準額の1.１倍を基に算出しています。

（生活保護基準額が変更された時には、この金額も変更されます。）

･この目安は、家族の人数・年齢など個々の状況により異なります。